

# 市有財産の貸付の御案内

小郡令和一丁目区画  
貸付募集要項

令和8年7月10日  
山口市 総務部 行政経営課

## 1 概要

市有財産（土地）を駐車場用途として貸し付けるため、公募を実施します。

## 2 物件の概要

### ■位置図



|          |                      |
|----------|----------------------|
| 所在地番     | 小郡令和一丁目 1259 番 6 の一部 |
| 貸付面積 (㎡) | 約 2 5 ㎡              |

### ■現地写真



### 3 応募資格要件

- (1) 自ら本物件を利活用する者（個人又は法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は更生手続を行っている法人でないこと。
- (5) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (8) 市町村税（特別区においては、区税及び都税）を滞納していない者であること。  
本市と契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等（以下「契約本店・営業所」という。）の所在地の市町村（東京23区は、都）における全ての税目を対象とする。また、本市外に契約本店・営業所を置く法人で、本市内に有する事務所（支店、営業所、連絡所など）がある場合は、上記に加えて本市における全ての税目も対象とする。
- (9) 本物件を転貸等による不動産投資目的のために取得しようとする者でないこと。

### 4 貸付条件

#### (1)最低貸付金額

51,800円（年額）

市が発行する納入通知書により、市が定める期日までに納付してください。

#### (2)使用用途

本物件の用途は平面駐車場に限定し、現況有姿にてお貸しします。

#### (3)貸付条件

- ・ 敷地内の管理を適切に行うこと。
- ・ 駐車場以外の使用を行わないこと。

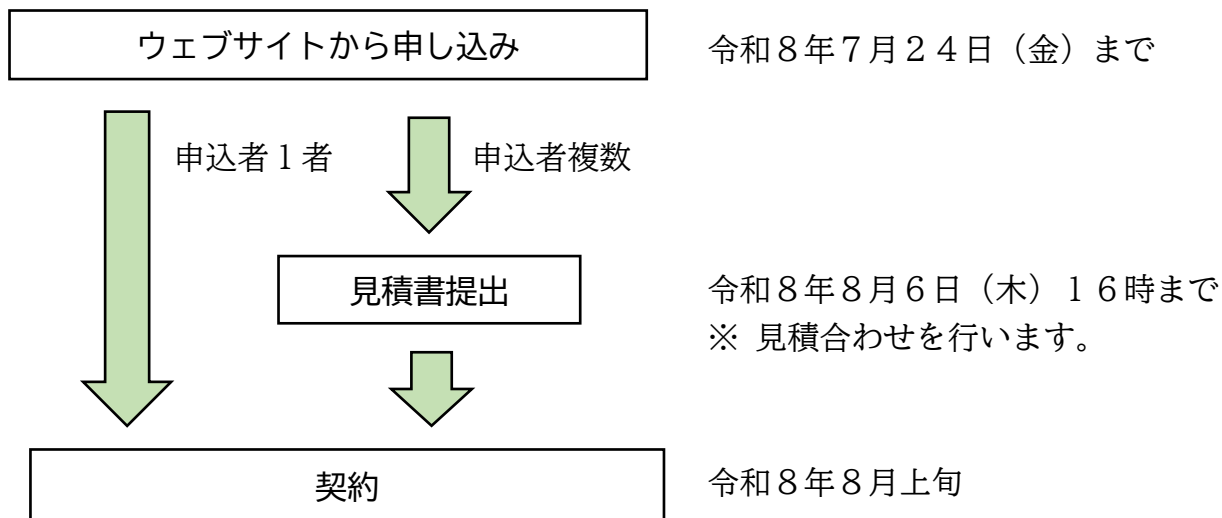
#### (4)貸付期間

令和8年8月15日から令和11年3月31日まで

※ 令和8年度の貸付金額は、日割りにより算定します。

※ 貸付金額は、路線価の変動等を踏まえ、見直しを行うことがあります。

## 5 契約までの流れ



## 6 申込方法

受付期間 令和8年7月10日（金）から7月24日（金）まで

### 申込方法

下記のアドレスまたは右の二次元コードから申し込んでください。

<https://logoform.jp/form/XCim/1668823>



### 入力内容

- ① 氏名（法人の場合は「法人名」、「代表者氏名」及び「担当者名」）
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 電子メールアドレス

### 結果通知

申し込みの受付後、令和8年7月27日（月）17時までに、次のいずれかを申し込み時に入力された電子メールアドレスに通知します。

- ・ 申し込みが1者の場合は、貸付者としての通知を行います。5ページに記す「8 契約手続き」に従って必要書類を提出してください。
- ・ 申し込みが複数あった場合は、見積書の提出のお知らせを通知します。4ページに記す「7 見積合わせ」に従って必要書類を提出してください。

## 7 見積合わせ

申し込みが複数あった場合は、見積合わせにより、最も高い貸付金額を提示した者を貸付者とします。

受付期間 令和8年7月28日(火)から8月6日(木)まで

※ 期限までに手続きがない場合は辞退したものとみなします。

### 提出方法

下記「9 事務局・問合せ先」まで持参又は郵送してください。

- ・ 持参する場合の受付時間は、平日10時～16時（12時～13時を除く。）とします。
- ・ 郵送の場合は、一般書留・配達証明により郵送してください。

### 提出書類

#### ① 年間貸付希望価格見積書

「年間貸付希望価格見積書」の提出に当たっては、**別紙1**「年間貸付希望価格見積書の提出について」の手順に従ってください。

#### ② 印鑑登録証明書

#### ③ 住民票（「続柄」、「本籍地」及び「マイナンバー」の記載は不要）

法人の場合は、登記簿謄本

#### ④ 滞納が無いことの証明書

※ ②③④は、発行後3か月以内のものとしてください。

### 結果通知

令和8年8月10日（月）17時までに、結果を申し込み時に入力された電子メールアドレスに通知します。貸付者として通知があった者は、5 ページに記す「8 契約手続き」に従って必要書類を提出してください。

- ・ 決定した金額は公表します。
- ・ 同額の応募者がいる場合は、該当者に別途、申し込み時に入力された電子メールアドレスに、抽選の案内を通知します。その場合、貸付期間（貸付開始）が変更となることがあります。

## 8 契約手続き

貸付者として通知があった者は、以下のとおり契約手続きを行ってください。

### 手続き場所

下記「9 事務局・問合せ先」まで来庁ください。

受付期限 貸付者として通知のあった日から14日以内

※ 期限までに手続きがない場合は辞退したものとみなします。

受付時間 平日10時～16時（12時～13時を除く。）

※ あらかじめ事務局まで連絡してください。

### 必要書類等

#### ① 公有財産借受申込書

結果通知と併せて、申し込み時に入力された電子メールアドレスに、所定の様式を送付します。必要事項を記入の上、持参してください。

#### ② 実印

#### ③ 印鑑登録証明書

#### ④ 住民票（「続柄」、「本籍地」及び「マイナンバー」の記載は不要）

法人の場合は、登記簿謄本

#### ⑤ 滞納が無いことの証明書

※ ③④⑤は、発行後3か月以内のものとしてください。なお、見積合わせの際に提出済みの場合は不要とします。

## 9 事務局・問合せ先

山口市 総務部 行政経営課 施設・財産マネジメント担当

〒753-8650

山口市亀山町2番1号（山口市役所本庁舎（山口総合支所）4階）

電話番号 083-934-2956

電子メールアドレス gyosei@city.yamaguchi.lg.jp

### 山口市公式ウェブサイト

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/9/196553.html>